

『在宅医療点数の手引』2014年度改定版 正誤表  
(2015年5月26日現在)

頁	訂正箇所	誤	正																								
90	右段、最下行に右記を追加	<b>⑧ 精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)</b>																									
118	右段上から 16～18 行目	…当該訪問診療 <b>及び住診</b> を行った日を「摘要」欄に記載する。	…当該訪問診療を行った日を「摘要」欄に記載する。																								
131	在宅時医学総合管理料・特定施設入居時等医学総合管理料一覧表点数欄での在宅療養実績加算の点数を右記のように訂正	<table border="1"> <tr><td>…</td><td align="center" colspan="2">在医総管</td></tr> <tr><td>…</td><td>同一建物 居住者以外</td><td>同一建物 居住者</td></tr> <tr><td>…</td><td>100点</td><td>100点</td></tr> <tr><td>在宅以降早期実績加算(3月を限度) 在宅療養実績加算(要届出)</td><td align="center"><b>225点</b></td><td align="center"><b>56点</b></td></tr> </table>	…	在医総管		…	同一建物 居住者以外	同一建物 居住者	…	100点	100点	在宅以降早期実績加算(3月を限度) 在宅療養実績加算(要届出)	<b>225点</b>	<b>56点</b>	<table border="1"> <tr><td>…</td><td align="center" colspan="2">在医総管</td></tr> <tr><td>…</td><td>同一建物 居住者以外</td><td>同一建物 居住者</td></tr> <tr><td>…</td><td>100点</td><td>100点</td></tr> <tr><td>在宅以降早期実績加算(3月を限度) 在宅療養実績加算(要届出)</td><td align="center"><b>300点</b></td><td align="center"><b>75点</b></td></tr> </table>	…	在医総管		…	同一建物 居住者以外	同一建物 居住者	…	100点	100点	在宅以降早期実績加算(3月を限度) 在宅療養実績加算(要届出)	<b>300点</b>	<b>75点</b>
…	在医総管																										
…	同一建物 居住者以外	同一建物 居住者																									
…	100点	100点																									
在宅以降早期実績加算(3月を限度) 在宅療養実績加算(要届出)	<b>225点</b>	<b>56点</b>																									
…	在医総管																										
…	同一建物 居住者以外	同一建物 居住者																									
…	100点	100点																									
在宅以降早期実績加算(3月を限度) 在宅療養実績加算(要届出)	<b>300点</b>	<b>75点</b>																									
137	右段、上から5行目	…ケア加算を除き、診療に含まれる…	…ケア加算 <b>及び看取り加算</b> を除き、診療に含まれる…																								
139	右段、下から6行目	ミナルケア加算及び死亡診断加算を除き、…	ミナルケア加算、 <b>看取り加算</b> 及び死亡診断加算を除き、…																								
214	在宅療養指導管理料及び材料加算一覧の上から2行目、左から2列目	<table border="1"> <tr><td align="center" colspan="2">同一月算定不可の医学管理等</td></tr> <tr><td align="center" colspan="2">①～⑭</td></tr> </table>	同一月算定不可の医学管理等		①～⑭		<table border="1"> <tr><td align="center" colspan="2">同一月算定不可の医学管理等</td></tr> <tr><td align="center" colspan="2">①～⑬</td></tr> </table>	同一月算定不可の医学管理等		①～⑬																	
同一月算定不可の医学管理等																											
①～⑭																											
同一月算定不可の医学管理等																											
①～⑬																											
222	左段、上から9行目、「導入初期加算」を左に1字移動	二月28回以上の場合 … <b>導入初期加算(月1回(3月間))…</b> 血糖自己測定器加算(月1回)…	二月28回以上の場合 … <b>導入初期加算(月1回(3月間))…</b> 血糖自己測定器加算(月1回)…																								
319	右段、下から5行目	診療については、1. <u>～</u> 5. (1)の取扱い…	診療については、1. <b>、2. 及び</b> 5. (1)の取扱い…																								
390	右段、下から20～19行目	(A) 医師による居宅療養管理指導費の留意事項 <b>(3)</b> を準用する。	(A) 医師による居宅療養管理指導費の留意事項 <b>(4)</b> を準用する。																								
410	右段、上から6～8行目	… <b>在宅悪性腫瘍患者指導管理</b> 、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血症患者指導管理、 <b>在宅気管切開患者指導管理</b> を受けている状態…	…在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血症患者指導管理を受けている状態…																								
496	上から10行目	…利用料を定める介護 <b>要望</b> ・日常生活支援総合事業…	…利用料を定める介護 <b>予防</b> ・日常生活支援総合事業…																								
511	上から5～7行目	…Bにおいては、往診実績5件、看取り実績 <b>0件</b> となり、A、B両方の連携体制を組むことが出来る。	…Bにおいては、往診実績5件、看取り実績 <b>2件</b> となり、A、B両方の連携体制を組むことが出来る。																								
601	Q542	<b>質問</b> <b>在宅自己導尿指導管理料の対象疾患以外</b> で留置カテーテルを設置している患者に在宅自己導尿指導管理料は算定できるか。 <b>回答</b> 算定できない。 <b>対象疾患以外</b> の患者については、在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定する。	<b>質問</b> 留置カテーテルを設置している患者に在宅自己導尿指導管理料は算定できるか。 <b>回答</b> 算定できない。 <b>留置カテーテルを設置している</b> 患者に指導・管理を行った場合は、在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定する。																								
639	下段の「合計請求点数」左右2箇所	合計請求点数(診療実日数 <b>9</b> 日)	合計請求点数(診療実日数 <b>8</b> 日)																								
685	下から5行目	(2) <b>末期の悪性腫瘍、厚生労働大臣の定める難病等の患者や、急性増悪等</b> により一時的…	(2) 急性 <b>増悪</b> 等により一時的に頻回の訪問看護が…																								
689	(例27)、摘要欄右下、右記を削除	<b>Ⓜ</b>																									
703	(例34)摘要欄の④	ハイドロサイト 144×3 (皮膚欠損用創傷被覆材・皮下組織用標準型、 1cm <sup>2</sup> あたり12円、120cm <sup>2</sup> <b>7日分</b> )	ハイドロサイト 144×3 (皮膚欠損用創傷被覆材・皮下組織用標準型、 1cm <sup>2</sup> あたり12円、120cm <sup>2</sup> )																								
719	(例47)摘要欄の⑭	*訪問看護指示料 300×1 …	*訪問看護指示料 300×1 <b>12日</b>																								
735	上から15行目	… <b>6</b> 月分の診療を請求した事例である。…	… <b>5</b> 月分の診療を請求した事例である。…																								
735	上から16行目	…死亡日から30日以内 ( <b>8/18～9/17</b> ) に…	…死亡日から30日以内 ( <b>5/19～6/17</b> ) に…																								

最新の正誤表については、保団連 HP(<http://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介していきますので、ご確認ください。